

リスク管理

わが国の社会資本整備を進めるために実施されてきた公共事業においては、独占禁止法の制定や公正取引委員会による排除勧告が幾度も繰り返されたにもかかわらず、今日に至るまで談合という利益調整のメカニズムが継続してきた。

国は談合防止対策として昨年1月に改正独禁法を施行し、国や地方自治体が発注する建設工事の落札率が低下傾向にあることからもわかるとおり、談合の防止には一定の成果が上がつていると考えられる。

しかし、談合の排除に伴って価格競争が激化するあまり、安値受注による工事の品質低下という新たな問題がクローズアップされてきている。競争入札は価格勝負である

リスクマネジメント

A B C

公共事業における談合リスク

長野県における入札制度改革に伴う落札率の推移

年 度	01	02	03	04	05
予定金額(億円)	1,474	1,182	1,005	884	1,055
落札金額(億円)	1,432	1,096	684	651	836
落札率(%)	96.8	88.8	69.1	72.4	78.6

注1：対象は建設工事及び建設工事に係る測量、設計等の委託業務で農政部・林務部・土木部・住宅部・生活環境部(04年度のみ)及び企業局から発注された案件

注2：03年度より受注希望型競争入札(条件付き一般競争入札)制度を導入

資料：長野県土木政策課

(データは長野県HPより引用：<http://www.pref.nagano.jp/keiei/koukyout/nyusatsu/shin/seika.htm>)

禁法の施行に伴い、談合を行うことのリスクが

ではなく、「総合評価方式」による入札が導入されるようになった。

手間と時間がかかり、また、必ずしも最低価格でない落札者との契約に際しては市民への説明責任

大きく高まっている。特に、指名停止期間の延長は公共事業に依存度の高い企業にとっては死活問題であり、企業の存続を左右する大きなリスクとなっている。

最安値の業者と契約しなければならぬが、総合評価方式では価格と価格以外の評価項目をそれぞれ点数化し、総合的に判断して落札者を決定することができる。この総合評価方式により、質の低い業者が安値で入札したとしても、価格以外の品質の評価で点数を取れない。

が常に問われることとなる。また、建設業者にとっても、技術提案や設計提案の手間と費用は大きな負担となつてしまい、落札できなかつた場合の費用負担は企業経営にとつて見過ごせないリスクとなりうることも問題として指摘できる。

そこで、単に価格のみで業者

いことから、多少価格が
高くても品質が高い業者
の方が高得点を得て落札
することが可能となる。

いものをリーズナブルな価格で買うためには、それなりの手間をかけるのは当然のことであり、我

選定の仕組みに
必要があるとい
くから、「公共工
事が制定され、
単にのみ入札方
式
入札は、価格のみの従来型
入札方式に比べ、発注者
にとっては審査基準作り
や審査委員会の運営など

々の生活に密着する社会資本整備のコスト削減と質の確保を両立するためには、総合評価方式による入札制度改革は大きな

「総合評価」で高品質確保

メリットがあると考えられる。

(日本総合研究所)